



○長野県訓令第2号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

職員定数規程（平成14年長野県訓令第6号の2）の全部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号。以下「条例」という。）第2条の規定により知事の事務部局に置かれる職員の本庁内部部局及び現地機関の組織別の定数は、別表のとおりとする。

（別表）

1 条例第2条第1項の規定により置かれる職員

区 分	定 数	備 考
○本庁内部部局	1,387人	
広報広聴チーム	27	27人のうち、1人は経営戦略局長の定数とする。
政策チーム	24	
公共事業改革チーム	3	
行政システム改革チーム	11	
人事活性化チーム	20	
財政改革チーム	19	
危機管理・消防防災課	23	23人のうち、1人は危機管理室長、6人は分室の定数とする。

企画課	29	29人のうち、1人は企画局長、5人は政策評価室の定数とする。
地球環境課	10	
情報政策課	47	
交通政策課	11	
男女共同参画課	5	
文書学事課	23	23人のうち、1人は総務部長の定数とする。
職員課	25	
管財課	58	
税務課	62	62人のうち、10人は分室の定数とする。
市町村課	40	40人のうち、8人はまちづくり支援室の定数とする。
国際課	11	
厚生課	44	44人のうち、1人は社会部長、12人は国民健康保険室の定数とする。
高齢福祉課	24	
障害福祉課	20	20人のうち、3人は障害者自律支援室の定数とする。
青少年家庭課	16	
人権尊重推進課	7	
労政課	11	
医務課	26	26人のうち、1人は衛生部長の定数とする。
保健予防課	25	
食品環境水道課	18	
薬務課	14	
生活文化課	28	28人のうち、1人は生活環境部長、6人はNPO活動推進室の定数とする。

公害課	14	
環境自然保護課	20	
廃棄物対策課	20	20人のうち、4人は廃棄物監視指導室の定数とする。
産業振興課	35	35人のうち、1人は商工部長、2人は海外駐在員の定数とする。
産業技術課	23	
産業活性化・雇用創出推進局	23	
農政課	46	46人のうち、1人は農政部長の定数とする。
農業技術課	27	
園芸特産課	25	
畜産課	25	
土地改良課	32	
農村整備課	28	
林政課	28	28人のうち、1人は林務部長の定数とする。
林業振興課	29	
森林保全課	25	
監理課	53	53人のうち、1人は土木部長、13人は技術管理室の定数とする。
都市計画課	16	
下水道課	15	
道路維持課	20	
道路建設課	16	
河川課	31	31人のうち、5人は治水・利水検討室の定数とする。
砂防課	18	

建築管理課	34	34人のうち、1人は住宅部長の定数とする。
住宅課	17	
施設課	23	
会計局	63	
○現地機関	4,268人	
自治研修所	8	
東京事務所	11	
消防学校	11	
松本空港管理事務所	9	
職員健康管理センター	2	
地方事務所	1,437	
佐久	166	
上小	126	
諏訪	127	
上伊那	146	
下伊那	167	
木曾	93	
松本	202	
北安曇	93	
長野	212	
北信	105	
福祉大学校	21	
信濃学園	49	
身体障害者リハビリテーションセンター	139	
西駒郷	99	

児童相談所	63	
中央	23	
松本	18	
飯田	8	
諏訪	7	
佐久	7	
波田学院	19	
婦人相談所	3	
諏訪湖健康学園	17	
労政事務所	30	本所及び分室を通じての定数とする。
東信	6	
南信	12	本所及び分室を通じての定数とする。
中信	6	
北信	6	
保健所	377	本所及び支所を通じての定数とする。
佐久	40	本所及び支所を通じての定数とする。
上田	39	
諏訪	39	
伊那	34	
飯田	42	本所及び支所を通じての定数とする。
木曾	23	
松本	55	本所及び支所を通じての定数とする。
大町	23	
長野	46	本所及び支所を通じての定数とする。
北信	36	本所及び支所を通じての定数とする。

衛生公害研究所	50	
公衆衛生専門学校	14	本校及び伊那校を通じての定数とする。
精神保健福祉センター	15	
食肉衛生検査所	36	
上田	14	
飯田	7	
松本	8	
長野	7	
動物愛護センター	13	
消費生活センター	13	
長野	4	
松本	3	
飯田	3	
上田	3	
自然保護研究所	17	
計量検定所	14	
情報技術試験場	39	
工業試験場	32	
精密工業試験場	43	
食品工業試験場	24	
工科短期大学校	33	
技術専門学校	90	
長野	15	
松本	23	
岡谷	9	

飯田	12	
伊那	16	
佐久	9	
上松	6	
農業大学校	39	
病虫害防除所	11	
農業改良普及センター	237	本所及び支所を通じての定数とする。
佐久	29	本所及び支所を通じての定数とする。
上小	18	
諏訪	13	
上伊那	22	本所及び支所を通じての定数とする。
下伊那	27	本所及び支所を通じての定数とする。
木曾	10	本所及び支所を通じての定数とする。
松本	32	本所及び支所を通じての定数とする。
北安曇	11	
長野	35	本所及び支所を通じての定数とする。
北信	19	本所及び支所を通じての定数とする。
専門技術員	21	
農業総合試験場	29	
農事試験場	25	
果樹試験場	27	
野菜花き試験場	45	本場及び支場を通じての定数とする。
畜産試験場	57	
中信農業試験場	25	
南信農業試験場	26	

水産試験場	32	本場及び支場を通じての定数とする。
家畜保健衛生所	64	
佐久	14	本所及び支所を通じての定数とする。
伊那	10	
飯田	10	
松本	21	
長野	9	
林業大学校	9	
林業総合センター	25	
建設事務所	811	本所及び支所を通じての定数とする。
臼田	41	
佐久	56	
上田	56	
諏訪	59	
伊那	54	
飯田	97	本所及び支所を通じての定数とする。
木曾	43	
松本	82	
豊科	44	
大町	45	
更埴	30	
須坂	35	
中野	34	
長野	94	
飯山	41	

千曲川流域下水道建設事務所	20	
砂防事務所	43	
犀川	13	
姫川	16	
土尻川	14	
佐久高速道事務所	5	
北信新幹線事務所	10	

2 条例第2条第2項の規定により置かれる職員

区 分	定 数	備 考
○本庁内部部局	11人	
医務課	11	県立病院室の定数とする。
○現地機関	1,137人	
県立病院	1,115	
須坂	288	
駒ヶ根	131	
阿南	141	
木曾	234	
こども	321	
看護専門学校	22	
須坂	16	
木曾	6	

人 事 課

○長野県教育委員会訓令第4号

事 務 局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会

第2条第4号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第5条(見出しを含む。)、第13条、第18条第2項、第21条第3項、第25条第4項、第34条第1項並びに第39条第2項中「総務課長」を「教育振興課長」に改める。

第40条第1項中「総務課長」を「教育振興課長」に改め、同条第2項中「総務課」を「教育振興課」に改め、同条第3項中「総務課長」を「教育振興課長」に改める。

第41条第3項中「総務課長」を「教育振興課長」に改める。

別表第3の1中「|総務課|教総|」を「|教育振興課|教振|」に、「|特殊教育課|教特|」を「|自律教育課|教自|」に、「|人権・同和教育課|」を「|人権教育課|」に改める。

総 務 課

○長野県教育委員会訓令第5号

事 務 局
教 育 機 関

長野県教育委員会公印規程(昭和43年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会

第4条、第6条並びに第8条第2項及び第3項中「総務課長」を「教育振興課長」に改める。

別表中 「長野県教育委員会印 総務課長」 を 「長野県教育委員会印 教育振興課長」 に、

「

総務課長
総務課長
総務課長
義務教育課長
総務課長
総務課長

」 を 「

教育振興課長
教育振興課長
教育振興課長
義務教育課長
教育振興課長
教育振興課長

」 に改める。

総務課

○長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表の1の項中

総務課課長補佐
同 庶務係長

総務課考査相談員

を

教育振興課課長補佐
同 教育振興係長

教育振興課考査相談員

に改め、同表の2の項中

「|特殊教育課 同 |」を「|自律教育課 同 |」に、

「|人権・同和教育課 同 |」を「|人権教育課 同 |」に、

総務課考査相談員

を

教育振興課考査相談員

に改め、同表の3の項を

次のように改める。

3	義務教育課助成係長 義務教育課教職員係長 高校教育課管財係長	—	自律教育課
---	--------------------------------------	---	-------

本則の1の表の4の項中

特殊教育課課長補佐

を

自律教育課課長補佐

に改め、同表の5の項中「|特殊教育課指導係長|」を「|自律教育課指導係長|」に、
「|人権・同和教育課指導係長|」を「|人権教育課指導係長|」に改め、同表の6の
項中「|総務課考査相談員|」を「|教育振興課考査相談員|」に改める。

本則の2の表中

特殊教育課

を

自律教育課

に、

人権・同和教育課

を

人権教育課

に改め、同表の備考中「特殊学校」

を「盲学校、ろう学校及び養護学校」に改める。

総 務 課

○長野県教育委員会訓令第7号

事 務 局
学校以外の教育機関

職に関する任免(昭和59年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会

本則中「衛生管理者」を「主任衛生管理者 衛生管理者 衛生推進者」に改める。

総 務 課